

## 天草市アスベスト含有調査事業補助金交付要領の運用に係る指針

制定 平成29年8月10日（建築課長決裁）

（趣旨）

第1条 この指針は、天草市アスベスト含有調査事業補助金交付要領（平成29年8月10日。以下「要領」という。）の運用に際し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象事業）

第2条 要領第3条で規定する、天草市アスベスト含有調査事業補助金の交付を受けるための条件を次項以下に定める。

- 2 アスベストの分析のために現地で試料採取を行う場合は、アスベスト診断士等の専門知識を持つ者が行い、次の手順によること。
  - (1) 試料採取にあたっては必ず呼吸用保護具を着用し、可能な限り湿潤化して採取すること。
  - (2) 試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所から10cm<sup>3</sup>/箇所を採取し、粉塵の飛散に留意して、密閉できる同一の容器に入れること。
  - (3) 試料採取は、吹付けの部位や施工年に留意し、それらが異なる場合は、それぞれの部位で3箇所ずつ採取すること。
  - (4) 採取部位を補修する場合は、アスベストを含まない材料を使用し、また、接着剤を使用する場合は、ホルムアルデヒド等のVOC（揮発性有機化合物）が含まれているものは避けること。
- 3 アスベストの分析を行う機関の選定に際しては、「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」（財団法人日本建築センター発行）第3章3. 3. 3（2）（ii）の規定に留意すること。

（補助対象経費等）

第3条 要領第4条第2項で規定する、市長が認める補助対象経費の算出基準を次のとおり定める。

- (1) 複数の建築物について同時にアスベストの含有調査事業を行う場合、その補助対象経費は、棟ごとに含有調査事業に要する経費または25万円のうち低い方を採用し、それらを積み上げた額とすること。
- (2) 含有調査事業を専門の事業者等に委託する場合、その補助費用については複数の調査会社等の見積を取り、そのうち最も安価なものを採用すること。
- (3) 含有調査事業の分析のみ、専門の事業者等に委託する場合、前条第3項に留意した上で、その補助費用については複数の分析会社等の見積を取り、そのうち最も安価なものを採用すること。

（交付の申請）

第4条 要領第5条に基づく交付の申請は次の各号によること。

- (1) 申請の際に添付する建築物の位置図の縮尺は1/25、000以上とし、対象区域を赤色で表示すること。
- (2) 申請の際に添付する建築物の区域図の縮尺は1/2,500以上とし、対象区域を赤色で表示すること。
- (3) 平面図にはアスベスト等施工箇所を表示すること。
- (4) 建築基準法に定められる確認済証及び検査済証がある場合はその写しを添付すること。
- (5) 現況写真は、建築物外観及び吹付けアスベスト等施工箇所が確認できるものとする。
- (6) 補助対象建築物が共同住宅の場合は、決議を証する書類を添付すること。
- (7) 複数の調査会社等から見積りを取った場合、見積書類を添付すること。

（実績報告等）

第5条 要領第8条に基づく完了実績報告書の提出は次の各号によること。

- (1) 含有調査事業を専門の事業者等に委託した場合は、当該事業者と締結した契約書の写しを添付すること。
- (2) 完了実績報告書に添付する含有調査結果を証する書類には、石綿障害予防規則第3条第2項に基づく「石綿分析結果報告書」と同等以上の情報を記載すること。

附 則

この指針は、平成29年8月10日から施行する。